

使用者も、労働者も

確認しよう!「働き方改革」

「働き方改革」は、働く人たちが個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を自分で「選択」できるようにするための改革です。2019年4月1日から「働き方改革関連法」が順次施行され、働き方が変わってきています。



▲厚生労働省
ホームページ

RULE

01

時間外労働の上限規制

鹿沼労働基準監督署 ☎(64)3215

時間外労働の上限については、原則として

月45時間・年間360時間 を超えることはできません。

※特別な事情がある場合でも年720時間、100時間未満/月(休日労働を含む)、複数月平均80時間(休日労働を含む)を限度に設定する必要があります。(※建設業・運転者・医師を除く)

月45時間は、
1日残業2時間
程度!



RULE

02

年次有給休暇の確実な取得

鹿沼労働基準監督署 ☎(64)3215

労働基準法が改正され、使用者(企業)は、10日以上**年次有給休暇**が付与される全ての労働者に対し、**毎年5日以上**、確実に有給休暇を取得させる必要があります。

RULE

03

同一労働同一賃金

同一企業において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者*との間で、基本給や賞与などの個々の待遇について、**不合理な待遇差**が禁止されています。 ※パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者

パートタイム労働者、有期雇用労働者関係

派遣労働者関係

栃木労働局雇用環境・均等室 ☎028(633)2795

栃木労働局需給調整事業室 ☎028(610)3556

課題解決の支援について ▶ 栃木働き方改革推進支援センター ☎ 0800(800)8100

上記の改正に加え、「育児・介護休業法」の改正が令和4年4月1日より段階的に施行され、10月から**育児休業給付制度**が変わっています!企業としてもさまざまな対応が求められていますので、ご確認ください。

RULE

04

育児休業の分割取得、産後パパ育休(出生時育児休業)の創設

・育児休業の分割取得について、**分割して2回取得可能**

1歳未満の子について、原則2回の育児休業まで育児休業給付金が受けられます。

・産後パパ育休の創設について、**子の出生後8週間以内に4週間まで取得可能。**

産後パパ育休を取得した場合には、出生時育児休業給付金が受けられます。

▶ 制度の詳細については、下記のお問い合わせ先または厚生労働省ホームページをご覧ください。

育児・介護休業法について

栃木労働局雇用環境・均等室 ☎028(633)2795

各種給付金について

鹿沼公共職業安定所(ハローワーク鹿沼) ☎(62)5125

その他の取り組み

ひろがれ「イクボス」の輪

市では、事業所による働く環境の積極的な見直しや改善を推進する取り組みの一つとして「イクボスカめま宣言」を実施する事業所を募集しています。登録後、市ホームページ、男女共同参画紙等でご紹介しますので、会社のイメージアップにお役立てください。人材確保やコスト削減などにつながります!

イクボスカめま宣言について

人権・男女共同参画課
☎(63)8352

自治会

南摩ダム
働き方改革

税金
人生会議

人事行政

特殊詐欺
Fraudシユ

市民のひろば

みんなの健康

お知らせ

いちご市の本棚